

問題 17

輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の該非判定について、次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 化学薬品製造設備の中に設置されている容量が2立方メートルの化学薬品受け槽(密閉状態が可能なもの)であって容器の内面全てがニッケルで被覆された受け槽は、貯蔵容器ではないので非該当と判定する。
- ② 内面全てが、ガラスライニングされているアルコール製造用の貯蔵容器に取り付けられているガラスライニングされているかくはん機は、輸出令別表第1の3の項(2)に該当する反応器用に設計されていない場合であっても、その反応器に使用することが出来ると看做し、該当と判定する。
- ③ かくはん機が設置されている反応器であれば全て該当と判定する。
- ④ 内容物と接触する全ての部分がふっ素重合体で被覆された容量5立方メートルの反応器で、内容物と接触する全ての部分がガラスライニングされている反応器に用いるように設計されたかくはん機が取り付けられているものは、反応器及びかくはん機それぞれを該当と判定する。
- ⑤ 反応器内に設置されているニッケル被覆された磁気式スターラー(※注)の交換用として、内容物と接触する全ての部分がガラスライニングされたスターラーのみを輸出するが、スターラーはかくはん機ではないので非該当と判定する。

(※注) 磁気式スターラー：マグネット(磁石)の力で回転子(攪拌子・攪拌子)と呼ばれるテフロン等の耐薬品性素材で被覆した磁石の棒(スターラー)を容器(ビーカーやステンレス)内で回して、液体を攪拌(攪拌)する装置

解答 17

正解 〔④〕

【解説 17】

- ① 誤り。輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 2 「貯蔵容器」、貨物等省令第 2 条第 2 項第二号に該当する「貯蔵容器であって、容量が 0.1 立方メートルを超えるもの」の運用通達解釈は、「密閉状態で貯蔵できるもの」となっており、容量が 2 立方メートルの化学薬品受け槽（密閉状態が可能なもの）は該当する。
- ② 誤り。輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当する反応器に用いるように設計されていないかくはん機は非該当である。
- ③ 誤り。かくはん機及び反応器の仕様が規制内容と違えば非該当となる。
- ④ 正解。輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 1 「反応器」、貨物等省令第 2 条第 2 項第一号に該当する「反応器であって、容量が 0.1 立方メートルを超 20 立方メートル未満のものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの」
- イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の 40 パーセントを超える合金
 - ロ ニッケルの含有量が全重量の 25 パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の 20 パーセントを超える合金
 - ハ ふっ素重合体
 - ニ ガラス
 - ホ タンタル又はタンタル合金
 - ヘ チタン又はチタン合金
 - ト ジルコニウム又はジルコニウム合金
 - チ ニオブ又はニオブ合金
- また、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 6 「かくはん機又はその部分品」、貨物等省令第 2 条第 2 項第六号に該当する「かくはん機であって、第一号に該当するもの（反応器）に用いるように設計されたものうち、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの（反応器と同じ材料が規制されている）」
- ⑤ 誤り。スターラーはかくはん機の種類であり、もしガラスライニングされたものであり、該当の反応器に用いられるものである場合には該当品である。